

## 第 8 回会議

### ■委員提出意見

①柴田委員

②亀倉委員

③藤森委員

④渡邊副委員長

⑤寺嶋委員長

⑥寺嶋委員長

⑦渡邊副委員長

⑧寺嶋委員長

平成 25 年 11 月 1 日

## 評価に関する意見

柴田圭子

11月3日の協議会に、どうしても参加できませんので、申し訳ありませんが下記事項も検討いただきたくお願いいたします。

### 1) 配点について

- ・ 2次審査以降の評価項目について 点数付けを前提に進んでいますが、なぜこの評価項目に〇点配置したのか、根拠が説明できなければならないと思います。
- ・ 2次審査以降の評価項目を論議する際、特に3次審査においては、力点を置く評価事項と得点（ポイント評価とするのなら）配分は、この焼却施設の地域における位置づけによって変わるのではないのでしょうか。

例えば、この施設にリサイクルプラザを大きく取るとか、環境教育用のスペースをしっかりとるなどの意見が出ていますが、これは、施設の設置目的や整備方針と関わってきます。

現在整備方針が固まっておらず、施設の位置づけが明確ではない状況なので、特定のポイントを配し、減点していくということを現在の状況下で確定してしまうことはできないのではないかと考えます。ごみ処理基本計画検討委員会において整備基本方針をじっくり審議していただき（施設に要する整備ですから、上記のような附属施設の議論もごみ処理基本計画検討委員会の議題として一度揉んでもらいたい）、そのうえで考えた方が良いでしょう。

あるいは、ポイント評価とせず、どなたかの意見にあったように◎○△×のような評価もありではないかと考えます。

### 2) 総合評価について

それぞれの委員がそれぞれに評価項目ごとに点数をつけ、その総計で候補地の順位を決めるのか、評価項目ごとに委員会で話し合い、合意を得られた評点とするのか（あるいは◎○△×評価とするのか）を話し合っていたきたいと思います。

検討委員会で説明をする際、出された結果は検討委員会としての結果となります。その際にそれぞれが付けた評点の合計とか、◎の多かったところとかいうことを委員会の結果とできるのか疑問に思うからです。

時間はかかっても、ひと項目ずつ委員会で話し合い合意が得られた得点、あるいは◎○△×でありたいと思います。

### 3) 発電施設としての機能 ⇒ 地域防災拠点

25年5月31日に閣議決定された、第3次循環基本計画では、「循環を質の面からも捉え、安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという新たなステージに進んでいると言える。(P.1 はじめに)

廃棄物処理施設整備計画においても3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要において、「焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。(P.11)」としています。

災害時、一般の送電機能が働かなくなった場合に、ごみの焼却で発電し公共施設に電気を供給するという観点から、地域防災拠点という位置づけとなっているということを再確認したいと思います。(市民の避難施設ではないということ)

発電だけではなく廃熱利用についても意見が出ていますが、発電と廃熱両方を平行して行うこととするのか、発電に集中するというものとするのか。

この点については、暫定整備方針では(4)で両方併記されています。これもまた整備方針の検討のなかで、絞って示されて欲しいところです。私は並行して行うことによる分散は施設建設コストの点とエネルギー回収のロスが生じるということから高効率発電に絞った方がいいのではないかと考えます。

これは下記地元への還元の形についてもかかわってきます。

### 4) 地元への還元

廃熱利用して温水プール等の施設整備は、移転するのであれば必要ないと思います。現状を見てもわかる通り、毎年維持管理に経費が掛かり構成市町の負担となっています。余計な施設を作ると、維持管理費がずっとかかってきますし、取り壊しにも本体以外の施設のために余計な経費がかかります。

地元還元するのであれば、受け入れ地域の税の優遇をする、電気を東電よりもずっと廉価で供給する、農家が業務で使う電気はさらに廉価で供給するなどの、その地域全体を包含するような還元の仕方がよいと思います。

附属施設を設置するかどうか、施設面積に関わってくることはもちろんのこと、ごみ処理施設の地域における位置づけに関わります。

箱ものを建てて地元還元というスタイルではない進め方があっていいのではないのでしょうか。

これも整備方針策定の際、検討を要することだと思います。

## 印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地公募について（案）

印西市、白井市、栄町の住民の皆さまの「ごみ焼却施設」である「印西クリーンセンター」は、~~で構成する印西地区環境整備事業組合では、昭和61年に稼働開始してから今日まで27年間、~~事故や周辺環境への影響の問題もなく、安定・安全な操業を行ってきましたが、一般に30年程度といわれる、ごみ焼却施設の耐用年数に近づいてきました。このため、印西地区環境整備事業組合では、~~た印西クリーンセンターの老朽化に伴い、現在の施設に代わる新しい次期中間処理施設（ごみ焼却施設およびリサイクルセンター）の整備事業方針の検討を平成21年度から進めて~~参りました。しかし、これまでの検討作業には、住民の皆さまのご理解を得る上で不十分さがあつたことから、~~進めています。~~

新しい施設の建設候補地には、住民の皆さまの意見を反映させ、積極的な情報公開を行うなどの透明性と公平性が強く求められていることを重視し、~~25年度から再度から、~~公募による住民と学識経験者で構成される「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置して、次期中間処理施設に適した建設候補地を比較評価及び選定する作業を進めています。

この度、~~次期中間処理施設整備事業用地検討~~当委員会では、住民の皆さまに具体的な建設候補地について住民の皆さまから広く募集する~~公募を行うこと~~といたしました。新しくつくるごみ焼却施設は高度な技術により環境にもやさしく、安全な施設（まちづくりの観点からも有効利用の可能性のある施設）~~次期中間処理施設の整備は、印西市、白井市及び栄町にとって重要かつ喫緊の課題であることを~~ご理解の上、募集にご協力くださいますようお願いいたします。

### ●評価項目

大項目	中項目	評価基準
住民合意	合意形成のしくみ	自治会・町内会の加入率、各種行事の参加率
	合意形成の実績	頻繁にあった      たまにあった      ほとんどない
	反対意見の強さ	きわめて強い    やや強い    ふつう    や弱い    弱い
	反対意見の解決	きわめて困難    やや困難    ふつう    やや易しい    易しい
	賛成意見の強さ	きわめて強い    やや強い    ふつう    や弱い    弱い
	賛成意見の解決	きわめて困難    やや困難    ふつう    やや易しい    易しい

## 用地委員会評価項目についての意見

1. **1次審査** 面積条件について 2ha～3ha とすべき  
2.5ha～3ha とあるが基本計画委員会で確定されたものでなく、最大値を示したのではないかとすれば下記事項を考慮すれば 2ha を最低とする
  - ① ゴミ量の予測から推し量ると 80t×2 炉 ですむ
  - ② リサイクルセンター(不燃、粗大ごみ処理施設) そのゴミ量は 50t から大幅に 1/3 程度になる。
  - ③ プラザ施設(環境学習、リサイクル品展示)見学者(学校等)の単位は 50 名規模以下でクラス単位と考えられ大きな室を設ける必要がない。
  - ④ 用地購入費用を可能な限り抑える

### 2.2 次審査

- (1) 法規制 △30 点
  - (各種規制) △20 点
    - ① 防災の視点から(急傾斜、液状化) △5 点
    - ② 自然保護(鳥獣保護含む、) △5 点
    - ③ 文化財保護 △5 点
    - ④ 農業用地地域 △5 点
  - (用途地域) △10 点
    - ① 準工業、工業、工業専用地域 0 点
    - ② 第 1,2 種住居地域、準住居、商業地域、市街化調整区域 △5 点
    - ③ 第 1,2 種低層専用地域、第 1,2 種中層専用地域 △10 点
- (2) 社会的影響 △30 点  
生活環境、地域景観は  
原案 補足-19 の配点基準通り
- (3) 環境保全 △25 点
- (4) 地権者の状況 △15 点 追加項目
  - ① 地権者の数 △5 点
  - ② 権利関係 △5 点
  - ③ 敷地境界の確定 △5 点

※「安全性」は、法規制の中で対応できているので省き地権者の状況と置き換え変える。

### 3.3 次審査

- (1) 住民の合意形成 45 点
  - ① 候補地の自治会、町内会の合意がある。 20 点
  - ② 地域住民も賛同している 15 点

住民の賛同の度合いもあるので確認の必要、反対者もいる。

③ 地域として積極的要望が出ている

10点

2013.11.1

藤森義韶

## 1. 目的

中間処理施設がクリーン（迷惑施設ではない。）で、新たなエネルギー源、災害時の拠点、環境学習の拠点である優れた都市施設であることを広く住民の皆様にご理解を深めて頂き、次期中間処理施設候補地選定の一助とする。

## 2. 基調講演とパネラー

利益誘導と受け止められないよう、廃棄物処理施設に特化した専門家ではなく、幅広く環境問題を分かりやすく関していただける学識者。

（例：（株）環境文明研究所長 加藤三郎氏

環境行政の草分けで、地球環境部長で環境庁退官。

合併浄化槽の普及に、替え歌を作る等、そふとな PR

## 3. シンポジウムの主たるパネラー

印西地区内に居住している大学生等の方

印西地区内の大学等に通学している方

<主たるパネラーを学生とする理由>

- ①第1回会議で、山本委員から「私達の子孫にとっても非常に大事な問題」とのご意見があったこと。
- ②次期中間処理施設の最大の利害関係者は、これからの世代の若年層であること。
- ③検討委員会委員は40歳代以上の世代で構成され、また、これまでの会議傍聴人の世代も同様と思われ、若年層が本検討に全く参画していないこと。
- ④パネラーが学生であれば、若年層のシンポジウム参加者数に期待が持てること。
- ⑤前向きな意見提出が期待できること。（環境教育をきちんと受けた世代）
- ⑥若年層が中間処理施設にどのようなイメージ・価値観・発想を持っているのか是非確認したいこと。

## 4. その他のパネラー

母親・女性の目線で、廃棄物問題を語るができる人物

基本計画検討委員会の市民公募の委員でエネルギー問題に詳しい委員

## 5. スケジュール（案）

平成25年12月上旬	ごみ処理基本計画の素案の決定（予定）
平成26年1月上旬	パネラー募集及びシンポジウム開催のお知らせ
平成26年1月下旬	パネラーの選考
平成26年2月下旬	シンポジウムの開催
平成26年6月頃	2次候補地との意見交換会で、シンポジウムで寄せられたご意見等を紹介
平成26年7月	シンポジウムで寄せられたご意見を添えて管理者に最終答申

### 住民の協力度・理解度(案)

番号	評点	評価基準
①	30点	候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の全員と周辺の町内会・自治会等が無条件で了承している。
②	27点	候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の全員と周辺の町内会・自治会等が条件(地域振興・還元対策の実施)付で了承している。
③	25点	候補地が属する町内会・自治会等の全員が無条件で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
④	23点	候補地が属する町内会・自治会等の全員が条件(地域振興・還元対策の実施)付で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑤	18点	候補地が属する町内会・自治会等の役員会が無条件で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑥	16点	候補地が属する町内会・自治会等の役員会が条件(地域振興・還元対策の実施)付で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑦	10点	候補地が属する町内会・自治会等の会長が無条件で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑧	8点	候補地が属する町内会・自治会等の会長が条件(地域振興・還元対策の実施)付で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑨	3点	候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の一部住民が反対している
⑩	0点	候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の役員会が反対している

- (注)
- 1 1次審査後に1次候補地になった場合、1次候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の会長に事務局からを連絡することを、公募要領に記載しておく。
  - 2 1次審査後に1次候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の会長に1次候補地になったことを事務局から連絡する。
  - 3 1次候補地が選定された後、住民説明会(意見交換会)を開催する。
  - 4 2次候補地選定後の周辺住民説明会(意見交換会)後、事務局から候補地が属する及び隣接する町内会・自治会の会長に、上記の評価基準のどれに該当するか確認する。



## 印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地公募について（案）

印西市、白井市、栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、昭和61年に稼働開始した印西クリーンセンターの老朽化に伴い、次期中間処理施設（ごみ焼却施設およびリサイクルセンター）の整備事業を進めています。

新しい施設の建設候補地には、住民の皆さまの意見を反映させ、積極的な情報公開を行うなどの透明性と公平性が強く求められていることから、公募による住民と学識経験者で構成される「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置して、次期中間処理施設に適した建設候補地を比較評価及び選定する作業を進めています。

この度、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会では、住民の皆さまに具体的な候補地について公募を行うことといたしました。次期中間処理施設の整備は、印西市、白井市及び栄町にとって重要かつ喫緊の課題であることをご理解の上、募集にご協力くださいますようお願いいたします。

### 1) 施設整備基本方針

施設整備の基本方針は以下のとおりです。また、次期施設の整備を進めるに際しては、情報公開と住民参加を図りつつ進めます。また、具体的な施設の内容は、建設予定地が決定した後に、用地の特性を考慮して計画します。

#### (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3R推進

廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて地域特性と最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境教育等・福祉等の向上にも効果がある施設を整備します。

#### (2) 地域住民等の理解と協力の確保

情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。

#### (3) 広域長期的な視野に立って廃棄物処理システムの改善

30年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していきます。

#### (4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、地域特性に応じて高効率な発電や地域と連携した熱供給などによる地域還元に取り組みます。

#### (5) 災害対策の強化

大規模災害時にも稼働を確保しその役割を継続できる強固な施設とし、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備、大規模災害時における被災者の避難収容を可能にする等などによる防災拠点化を目指します。

## (6) 施設整備事業の経済性確保と契約の適正化

書式変更：箇条書きと段落番号

組合の財政負担の軽減とを図るため施設整備の事業の内容精査と、透明性と競争性に優れた契約方式を導入します。

### 2) 整備する施設の概要

#### (1) 中間処理施設の種類

高効率ごみ発電施設としてのごみ焼却施設及びリサイクルセンターとします。

#### (2) ごみ焼却施設の規模（見込み）

ごみ焼却施設の処理規模は、平成25年度時点の印西地区の今後のごみ量予測より、24時間連続運転を行い、166t/日±10%を見込んでいます。

#### (3) 公害防止に係ること

現 印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進施設事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとします。

#### (4) 施設概要

- ・ごみ焼却施設（可燃ごみの受け入れ設備、燃焼設備、排ガス処理設備、熱回収設備、排水処理設備、灰出し設備、発電設備、計装設備、通風設備運転制御室等）
- ・リサイクルセンター（不燃ごみや粗大ごみの受け入れ設備、破碎・選別処理、貯留設備、運転制御室等）
- ・管理プラザ（管理及び環境に関する学習や啓発を行うプラザ）

~~※現在の温水センターのような余熱利用施設・還元施設は現段階では含みません。~~

※地域振興事業については、建設予定地決定後に地元住民との対話の中で調整してまいります。

### 3) 募集要領

#### (1) 応募条件

- ①土地所有者が応募する場合、候補地が属する自治会・町内会の同意は必要ありません。ただし、土地が複数の所有者にまたがる場合は、所有者全員の連名により行ってください。
- ②自治会・町内会が応募する場合、土地所有者の同意が得られていることとし、同会の長が代表として応募してください。なお、土地が複数の自治会・町内会にまたがる場合、全自治会・町内会の長の連名により応募してください。
- ③事業者が応募する場合、事業の代表権のある方が応募してください。

## (2) 用地条件

印西市、白井市、栄町の区域内で、以下の条件に適合していることとします。

- ① 2.5ha～3ha(25,000m<sup>2</sup>～30,000m<sup>2</sup>)程度の敷地が確保できること。(ただし、土地形状がいびつで清掃工場の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、応募後に除外されることがあります。)
- ② 洪水冠水地域(市町の洪水ハザードマップにおいて注意喚起がされている地域)に指定されている土地(土地の一部が含まれる場合を含む)は、応募できません。
- ③ 県立印旛手賀自然公園に指定されている土地は応募できません。
- ④ 活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地及びアクセス道路の確保が極めて困難であるなど、清掃工場の建設・運営に著しく不適又は困難な土地は応募できません。(これらが応募後に判明した場合は除外されます。)
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地は応募できません。(これらが応募後に判明した場合は除外されます。)

## (3) 募集期間

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日(3ヶ月程度を想定)

## (4) 応募書類

応募申込書(応募の意志をお伝えいただいた時にお渡しします)

候補地位置図

## (5) 説明会

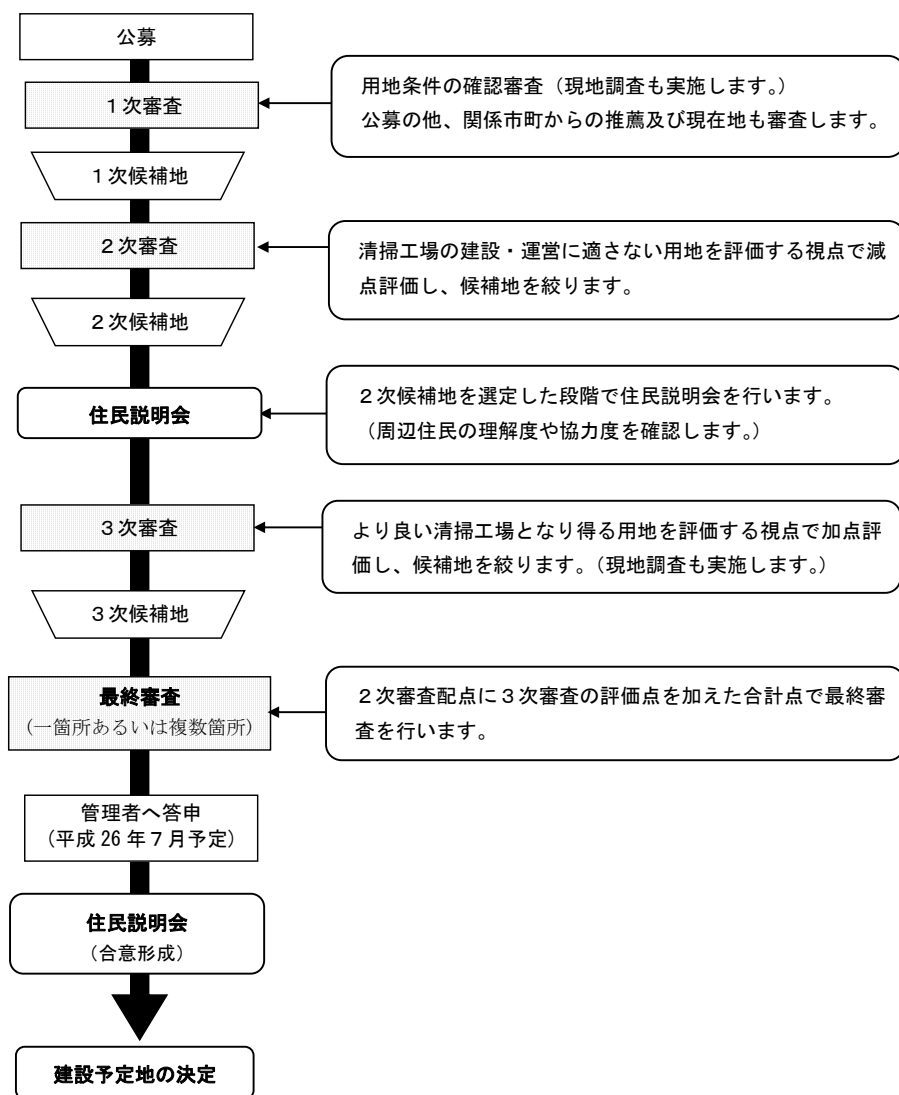
応募の検討にあたり、説明等の希望がありましたら、ご連絡をいただければ、必要な対応をいたします。

## (6) その他

応募された候補地については、評価・選定する際に必要な情報は公開します。ただし応募者の住所・氏名(自治会・町内会名、事業者名を含む)は公表しません。

#### 4) 建設候補地の比較評価及び選定の流れ

今回ご応募いただいた候補地については、3段階で審査し比較評価・選定します。なお、選定の経過については、審査結果の各段階で公表します。



※審査は、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会で行います。

※1次審査をパスした用地は1次候補地と位置づけます。

(1次審査⇒パス⇒1次候補地)

## 5) 評価・選定基準の概要

評価・選定に用いる基準の概要は以下に示すとおりです。候補地の選定については、「用地条件の確認」や「評価基準」により選定します。

### 1次審査：用地条件の確認

※募集条件の全てを満たしている候補地は2次審査に進みます。

面積要件、洪水冠水地域を除外、県立印旛・手賀自然公園を除外

その他 ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地であることが判明した場合は除外。(2次審査以降もこれらが判明した場合は除外します。)

②土地形状がいびつ、活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地及びアクセス道路の確保が極めて困難であるなど、清掃工場の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外。(2次審査以降もこれらが判明した場合は除外します。)

### 2次審査：100点から減点評価（清掃工場の建設・運営に適さない用地を評価する視点）

※配点100点のうち、60点以上残った候補地は3次審査に進みます。

法規制	0～30点
社会的影響	0～30点
環境保全	0～25点
安全性	0～15点

### 3次審査：100点までの加点評価（より良い清掃工場となり得る用地を評価する視点）

※2次審査で残った配点に3次審査の評価点を加えた合計点で最終審査を行います。

住民合意形成	0～45点
経済性	0～40点
地域社会貢献	0～15点

## 6) 問い合わせ・提出先

印西地区環境整備事業組合 〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1

TEL. 0476-46-2734（次期中間処理施設用地担当） FAX. 0476-47-1765

<1次審査>

1. No3

「県立自然公園条例に基づく県立自然公園を含む用地を除外する」に改める。

（理由）国立・国定公園は、当該地域では存在しないし、両公園の定義から当該地域では想定できない。

<2次審査>

1. No9、（小項目：里地里山の保全）森林法に基づく地域森林計画は、本来、森林施業対象の森林、つまりは人工林を主たる目的とするもので、里山の雑木林は、除外されることが多い。従って、提案の評価基準では、中間処理場として差し支えない人工林がマイナス点が多くなり、肝心の里山にはマイナス点につかない。また、里地たる谷津田は提案の評価では、マイナス点の対象とならない。従って、評価基準と評点（括弧書き）は下記の通りとする。

なお、里地里山は当該環境政策樹立時（私が提案）は、里地・里山であったが、現在は、「・」は無し。

記

保全活動が展開される対象となっているもの・遊水池が存在するもの（－5点）

自然観察等環境教育・学習の場の対象となっているもの、地域住民が一定の評価をしているもの（例：白井いいとこ百選選定地、白井市景観委員会の選定地等）、レクリエーションの対象地、これらに類するもの（－3点）

（環境影響評価法では、同法に基づく主務大臣が定める基準・指針に関する基本的事項の別表で、「環境要素の区分」として、「人と自然の豊かな触れ合い・触れ合い活動の場」を揚げ、一定の住民による自然との触れ合い活動が有れば、環境影響評価の一連の調査・予測・評価・対策の検討、を行わなければならないこととされている。本件、候補地の比較評価はいわば一種の環境アセスとも言えるものなので、里地里山については、一定の住民の利用が認められれば、法に基づく環境影響評価に準拠し、評価すべきである。そもそも、環境影響評価の目的の一つは、対象地の住民が日常生活する中で、毎日のように確認している環境情報を、人肌感覚の環境情報も含め、住民意見として聴取し、適切な環境情報を事業に反映し環境に配慮したより良い事業となることも目的であるので、住民の提供する環境情報は一定の評価をすべきものである。）

上記の何れにも該当しないもの（0点）

（以上）

従って、評価の考え方は、「身近な自然の保全、それとの触れ合いの場、環境教育・学習の場等が消失する候補地を減点」とし、評価の基準は「湧水の有無、住民の活用等の状況」とする。

2. No10, (小項目：生物多様性の保全) 猛禽類は勿論、レッドデータブック・レッドリスト(千葉県のものも対象とすべきだが、広く候補地を集めるため、国のものに止める。以下、「RD等」と略記。)に掲載されたものに限る。)の絶滅危惧Ⅰ類及び同Ⅱ類を対象とする。

なお、前回委員会では、RD等の分布情報を学識者のデータによることに対し、「行政的位置付けがない」と否定的意見が出たところである。そもそも、RD等は、私が例示した学識者などのデータを自然環境保全法第4条に基づく基礎調査等により系統的に集められたものを、環境省が学識者の検討会を経て科学的・客観的に評価して作成した、行政的にオーソライズされたものである。なお、最近の生物学は、分子生物学に集中し、分類学、生物地理(分布)学の学識者はそれこそ絶滅の危機にある。しかもアマチュアの生物の種の分布に係る情報は、学識者を上回るものがあり、学識者も行政もそれらを活用しているのが実情で、適正である。例えば、自然環境保全法第4条に基づく基礎調査の中にある国民参加の「身近な生き物調査」は、少ない生物分布に係る学識者の情報を補うものとして、学術的な評価もある。従って、前回委員会でのRD等の分布情報を学識者のデータによることの提案に対し、「行政的位置付けがない」との否定的意見は、これら、生物学の情報に対する認識不足によるものと拝察し、改めて提案する。また、環境影響評価法では、動物・植物はRD等の掲載種を含め、「重要種」と幅広く規定しており、最低限、RD等の掲載種は確認しなければならない存在であり、本候補地の比較評価においても法的根拠のある評価項目であるとして差し支えない。

また、生物多様性基本法では、事業者の責務として、第6条で、「生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減・・に努めるものとする」と規定されており、当該条文も最低限、RD等の掲載種への影響は避けなければならないこととしているものである。

従って、評価基準と評点は、下記の通りとする。

#### 記

猛禽類の営巣地または餌場がある可能性が高いもの、RD等で絶滅危惧Ⅰ類とされる種が分布するもの(マイナス5点)

RD等で絶滅危惧Ⅱ類とされる種が分布するもの(マイナス3点)

上記が何れも存在しないもの(0点)

(以上)

これらを踏まえると、No10の表、「評価の考え方」は「猛禽類が高度利用する候補地、RD等に掲載される絶滅危惧種の分布する候補地を減点」とし、「評価基準」は、「猛禽類の高利用地域及びRD等の掲載種の分布状況」が適当と考える。

なお、これらに、鳥獣保護区を入れることには、吝かではない。配点は、提案通りで差し支えない。私は、余り意味がないとは思うが。

3. 1, 2の配点から余った10点は、No11の地球温暖化の防止に5点、12の液状化予測地域に5点、各々加点する。

(エコロジストを自認する人間としては辛いところではあるが、幅広く考える。)

液状化は、土木工学的に防止できることは理解はしているが、経済性の問題として捉える前に、中間処理施設のような重要な施設の候補地としてはできるだけ位置付けないように務めるべきと考える。

3. 黒須委員提案の大項目が、入る場合は、他の大項目も含め、配点を比例配分する等、上記のように削った環境保全、特に「里地里山の保全」及び「生物多様性の保全」に係る配点が他に比べ見劣りしないよう、環境保全団体にも配慮し、バランスを取って頂きたい。

<印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地公募について(案)>

3次審査で絞った、候補地についても住民説明を行うべきである。

各住民説明会には、当委員会の学識委員は、委員長も含め、ファシリテーターとして、立ち会うべきである。従って、各住民説明の後に、括弧書きで「中立で客観的な学識者(ファシリテーター)が立ち会う」を付記する。



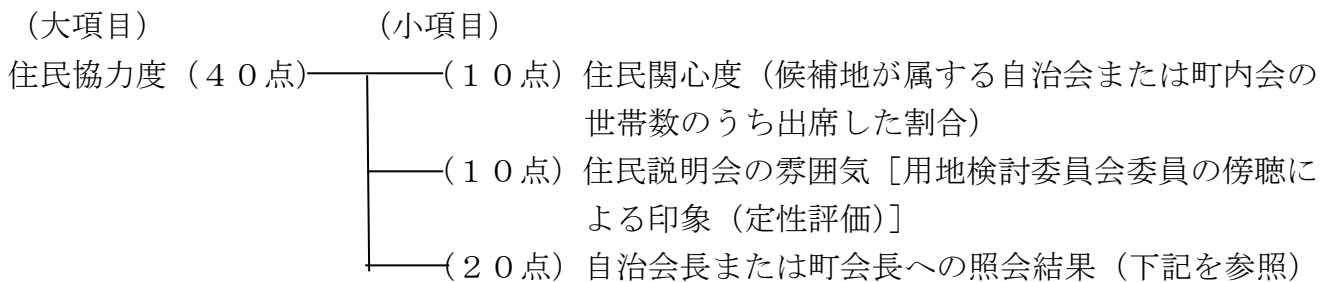
平成25年11月9日

住民協力度の評価方法について（案）

住民協力度をできるだけ客観的に評価するため、下記のような評価方法を再度提案するものです。

記

1 評価小項目は以下のとおりに設定する。



2 候補地が属する自治会長または町会長への照会結果の評価

(1) 前提条件

- ① あくまでも自治会長または町会長に限定して照会する。
- ② 条件付き了承を含め了承とする。
- ③ 3次審査の委員会開催の直前に自治会等の会長に照会する。
- ④ 周辺の自治会または町内会（以下、「自治会等」とする。）の意向までは確認しない。

(2) 評価基準

No.	配点	評価基準
1	20	自治会等内部の総意で了承している。
2	18	自治会等内部の多数決で了承している。（一部の反対者がいるが）
3	8	自治会等の役員会は了承している。（会員の意向を確認していない）
4	6	自治会等の会長は了承している。（役員会及び会員の意向を確認していない）
5	3	自治会等への照会に回答できない又は回答しない。
6	2	自治会等の内部の約10～30%が反対している。
7	1	自治会等の内部の約30～50%が反対している。
8	0	自治会等の内部の過半数が反対である。

## 第9回会議

### ■委員提出意見

#### ①渡邊副委員長

平成25年12月11日

## 次期中間処理施設候補地選定の合意形成に向けてのシンポジウムの提案

白井市 渡辺忠明

### 1. 目的

中間処理施設がクリーン（迷惑施設ではない。）で、新たなエネルギー源、災害時の拠点、環境学習の拠点である優れた都市施設であることを広く住民の皆様にご理解を深めて頂き、次期中間処理施設候補地選定の一助とする。

### 2. 基調講演

利益誘導と受け止められないよう、廃棄物処理施設に特化した専門家ではなく、幅広く環境問題を分かりやすく関していただける学識者。

（例：（株）環境文明研究所長 加藤三郎氏

環境行政の草分けで、地球環境部長で環境庁退官。

合併浄化槽の普及に、替え歌を作る等、ソフトなPR力

### 3. シンポジウムの主たるパネラー

印西地区内に居住している大学生等の方

印西地区内の大学等に通学している方

＜パネラーを学生とする理由＞

- ①第1回会議で、山本委員から「私達の子孫にとっても非常に大事な問題」とのご意見があったこと。
- ②次期中間処理施設の最大の利害関係者は、これからの世代の若年層であること。
- ③検討委員会委員及び会議傍聴人は、結果として40歳代以上の方だけで、若年層が本検討に全く参画していないこと。
- ④パネラーが学生であれば、若年層のシンポジウム参加者数に期待が持てること。
- ⑤前向きな意見提出が期待できること。（環境学習をきちんと受けた世代）
- ⑥若年層が清掃工場にどのようなイメージ・価値観・発想を持っているのか是非確認したいこと。

### 4. その他のパネラー

母親・女性の目線で、廃棄物問題を語るができる人物

（例：桜美林大学教授 藤倉まなみ氏、廃棄物資源循環学会他）

現在のクリーンセンターの環境委員の代表

基本計画策定委員会の市民公募の委員でエネルギー問題に詳しい委員

5. スケジュール (案)

平成26年2月1日	関係市町広報紙でパネラー募集及びシンポジウム開催のお知らせ
↓	
平成26年2月下旬	パネラーの選考
↓	
平成26年3月中旬	シンポジウムの開催
↓	
平成26年6月頃	<u>2次候補地との意見交換会</u> で、シンポジウムで寄せられたご意見等を紹介
↓	
平成26年7月	シンポジウムで寄せられたご意見を添えて管理者に最終答申

以上

## 第 11 回会議

### ■委員提出意見

#### ①黒須委員

平成26年5月17日  
用地検討委員会委員 黒 須

用地検討委員会第10回会議で審議した「周辺住民意見交換会の呼びかけ対象とする周辺町内会・自治会等の範囲解釈の問題」に関し、下記のとおり意見を申し述べます。

### 記

#### 提案内容

市街化区域内については、300m内にかかる町丁目、例えば中央北2丁目、中央南1丁目、小倉台1丁目などとすることを提案します。

(該当町丁目内の町会・自治会・管理組合を対象とする考え方。)

#### 提案理由

市街化区域内は、戸建住宅地区はほぼ町丁目単位で自治会があるが、集合住宅地区は、小さな街区番地単位(=マンション団地)、すなわち番地に細かく分かれており、そこだけ特殊である。

一般に、町会・自治会という場合、町丁目単位であり、今回の対象の捉え方も、一般的な町丁目単位の広がりを見込んで考えたものとするのが妥当である。

以上

## 第 12 回会議

### ■ 委員提出意見

① 渡邊副委員長

② 亀倉委員

③ 黒須委員

④ 黒須委員

⑤ 黒須委員

## 二次審査「地域景観への影響」についての参考意見

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会各位

白井市 渡辺忠明

### 1. 意見書提出の理由

景観や芸術作品の美的判断を美的見地から大胆に簡潔に纏めると次のように言えるかと思えます。

「美的判断は、主観的である。しかし、各々の主観的判断相互には、共通する面があり、それらを統合ないしは総合することにより、客観性、普遍性を帯びる側面も有する。従って、芸術作品や自然景観の評価は、主観に基づきながら、普遍性を確たるものとしているのである。」

以上を踏まえ、「地域景観への影響」の採点は、理性ある社会人に学識経験者を交えた当委員会では、現場調査後、各委員の評価点を平均し、議論することとされたかと思えます。

誤解を恐れず申し上げますと、5/25の委員会の当該議論は、バックヤードシンドロームによるバイアスの掛かったと懸念される意見に圧倒され、合理的な判断がなされないまま、再度、各委員の採点を求めることとされました。

お一方は、早口で殆ど聞き取れませんでした。国道464号の利用頻度からの評価のみで、多面的に見なければいけない景観の側面を捉え切れてないと感じました。

もうお一方は、中間処理施設の煙突は、景観学的には、ランドマークとプラスの評価が通常にも関わらず、それを問題視して居られました。

委員会で顔を見ながら、申し上げるのと異なり、文章にするときつくなるのは、お許し下さい。

従いまして、景観に関する採点が、客観性を保つよう、既に定着している環境影響評価法等に基づく、手法、つまりは、調査、予測、評価、対策（回避、低減、代償等）の内、予測・評価を簡便化した手法で、二次審査「地域景観への影響」を採点してみます。

皆様のご参考になればと存じます。

### 2. 環境影響評価法等に基づく景観に係る手法の概要

まず、景観を囲繞景観と眺望景観に分けます。

囲繞景観とは、一定の範囲を有する空間領域中での視覚的な環境状況を意味し、具体的には、山々に囲まれた盆地状の景観、歴史的な施設に囲まれた景観等ですから、今回は、視野に入れなくて差し支えない要素です。

眺望景観とは、視点場（展望台や道路等で、レクリエーション的に使われるものが重要となり、今回は、滝地区の亀成川沿いの散歩道が該当します。）から視対象（眺望される対



象で、今回は、候補地が該当します。)を見る、つまり、視覚を通じて認知される景観像として捉えるものです。この際、視点場の利用状況、視点場と視対象の位置関係、視対象の景観としての価値に着目して、予測、評価を致します。

このような手法を、極、簡便な手法として応用し、候補地の採点を試みてみます。

なお、通常は、加えて、代替案も含め、できあがるであろう施設等を評価対象の景観に埋め込むモンタージュ写真、コンピュータグラフィックを作製し、比較検討し、合わせ、予測、評価しますが、今回は、候補地の比較であり、しかもできる施設は、中間処理施設を納めた建家と煙突で、自ずとイメージできるものですから、割愛します。

### 3. 候補地の「地域景観への影響」の採点の試案

岩戸地区：主要道路や住宅地等、視点場がない。

視対象の景観も周囲は落葉広葉樹で四季の変化に富み、それなりの価値は見いだせるものの全体的には、杉の人工林が卓越し、単調な景観で、評価は低い。

よって、0。

滝地区：視点場としては、日常生活に使用される道路、住居などがあるが、重要なのは、散策というリクリエーション利用のある亀成川にも隣接し、一体的な景観であるので、亀成川の視点場としての価値は優れたものとしての考慮が必要。

視対象は、隣接する学習林とともに、落葉広葉樹が卓越し、四季の変化に伴う美しさがあり、候補地の中では、最も優れた景観を呈する。

よって、-5。

武西地区①：視点場は、神崎川に限られ、周囲から、余り眺望されることはない。

視対象は、緑豊かな台地の一部ではあるが、杉が卓越し、四季の変化が少なく、景観的には、評価すべき点は少ない。

よって、-2。

武西地区②：視点場としては、候補地脇を通る県道は、かなりの交通量で、特別養護老人ホームから直接眺望されるので、それらを考慮する必要がある。

視対象は、杉と落葉広葉樹が半々で、それなりに四季の変化に伴う美しさはある。特に、候補地には含まれないものの、隣接する谷津と相俟って、やや優れた景観を呈する。

よって、-3。

吉田地区：視点場としての道路、住宅はないと言って良い。

視対象も、畑と斜面林で、景観的に評価する要素はない。

よって、0。

現在地：視点場として、脇を通る国道464号は、かなりの交通量ではあるが、視対象を眺望する区間は、限定的で、眺望する際は、修景植栽が、視覚的印象を和らげる効果がある。なお、国道464号に隣接する区間は、修景植栽が施されていないが、車からは脇見運転となり、眺望の対象とはならない。視点場として、高層マンション、高層ビルの存在は無視できないが、視対象周辺が、これら高層建築が立ち並ぶ市街化された場所であるので、評価には値しない。

視対象は、高い煙突と中間処理施設であるが、周囲には修景植栽が施され、視覚的印象は和らげられている。高い煙突は景観学的には、ランドマークとして評価されうるもので、これをもつてのマイナス評価は考慮の必要はない。パリのエッフェル塔（建設当初は賛否両論はあったとのこと。）、東京タワー等はランドマークとしての評価は定着している。

高いタワーとしては、本州連絡橋の長大橋のタワーがあるが、瀬戸内海の自然景観と調和しているとの評価が定着している。これらから、「高い」と言うことで景観的にマイナス評価とならない場合が多い。また、周囲は、高層建築が多く、市街化された一角であるので、視対象の景観評価を減ずる要素は少ない。

なお、環境アセスメントにおける景観評価は、客観的になされるべきものではあるが、心理的に当該施設に嫌悪感を有する住民の肌身感覚は無視できない。

よって、-1。

(以上)

非常に短い時間の調査で、やや荒っぽい面はあるかとは思いますが、精一杯、客観性を保つ努力をし、採点を試みました。

ご参考にしていただければ幸いです。

2014年6月17日

用地検討委員 亀倉 良一

## 用地評価に関する意見

2次審査の最終決定にあたり、各委員におかれては、下記の点をご検討いただきたく、事前に意見を提出します。

1. 「岩戸地区」の小項目「地域住民の日常生活への影響」の項で、「学校」の門が300m以内にあるとして-5点がついています。当該学校は、全寮制をうたってHPに掲載されていますが、地元住民によれば、10年程前から生徒はいないとのこと。

実際、6月16日月曜日の夜7時半、現地を訪ねましたが、建物は真っ暗で人の気配はなく、電話をしても留守電が応答するだけです。当該候補地への建設が生徒へ影響を及ぼすという実態はありません。従って-5点は誤りで、減点なしに修正すべきです。

2. 小項目「地域景観への影響」の項で、現在地が-2とされていることに大いに疑問があります。これは全委員15人の平均点とのことですが、当日配布の「参考資料2」から逆算すれば、「0点と-1点」=9人、「-2点」=2人、「-5点」が4人とみられ、委員15人中11人=73%が「景観への影響はない、もしくはごく低い」と判断されたことがわかります。

これに関して渡辺副委員長から意見が出されています。そこでは現在地について「バックヤードシンドロームによるバイアスの掛かっていると懸念される意見に圧倒され、合理的な判断がなされないまま、再度、各委員の採点を求めることとされた」、「高い煙突は景観学的には、ランドマークとして評価されるもので、これをもってのマイナス評価は考慮の必要はない」と言われています。

一方、6月6日付けで「印西市木刈在住・津島孝彦氏」から「現在地に関する比較評価項目・基準・配点についての意見」が出されております。ここでは「景観」にも大きな影響のある煙突の高さ等の問題について、極めて重要な指摘がなされています。

各委員におかれては、ぜひこの意見をご検討されるよう要請します。また事務局においては再度この意見書を紹介するよう要請します。（渡辺副委員長の意見は6月2日、6月10日の2回配信されましたが、津島氏の意見は6月5日に1回配信されただけです。）

これに関連して私見を述べますと、「景観」に与える影響の現在地の評価は-5点に該当すると考えます。現在地の周辺は次々と超高層ビル、マンションが建てられています。現在のクリーンセンターの煙突は59mですが、これを超えるビルは三井住友海上千葉ニュータウンセンターの100mを筆頭に、多くの人の住むマンションとしては、ローレルスクエア76.4m、トリアスフロントタ

ワー73.2mの他、同程度の階数のアビック 21 スプリングタワー、アビック 21 サマータワー、センテイスなど既に 6 棟あります。

このような環境の中で、新たな中間処理施設を建てようとするれば、その煙突の高さは、排出されるガスの有害性は除去されたものであるとしても、さらに有効に拡散・希釈化するためには、周辺ビルよりも高高度にする必要があり、すでに平成 14 年時の計画で 130mとされていたように、今回もそれと同等以上の高さとなることは明らかです。

現在の 2 倍以上の煙突が周囲にどのような威圧感を与えるかは、例えば東京杉並工場（160m）松戸和名ヶ谷工場（125m）を実地を見て痛感したところです。

更に加えて、津島氏意見書が指摘するように、60m以上の煙突に対しては航空法による規制がかかり、「昼間障害標識」として煙突自体を赤と白に塗り分けて塗装するか、カメラのフラッシュのように閃光を発する「白色航空障害灯」を設けなければならない、また、90m以上になると、さらに強い明るさで明滅する「中光度赤色航空障害灯」の設置が義務付けられるとのこと。

これらの問題指摘は、津島氏意見書の他に、平成 22 年 1 月 14 日の中央駅北地区町内会自治会連絡会・クリーンセンター対策委員会の管理者宛要望書や平成 24 年 1 月 25 日付「印西クリーンセンター環境委員会・次期中間処理施設整備に関する専門部会確認事項回答」でも再三ふれられていたことです。

住居地の真ん中、近くには県立・北総花の丘公園が広がる隣地に、このような巨大で特殊な形態の煙突が出現することが「景観」に少しの影響しか与えないという評価は、周辺で生活する地域住民の感覚と全くかけ離れていると断言せざるをえません。

これを「ランドマーク」として評価する意見もありますが、「ランドマーク」を単に「陸上の目印」の意味でいうならともかく、「人々に親しまれる地域のシンボル」という意味ではまったく妥当しないのではないかと考えるものです。

再考を強く要請する次第です。

以 上

# 生活環境の保全に属する小項目の評価に関する意見

2014年6月18日

黒須 良次

2次審査における「生活環境の保全（大項目）」のNo.5に属する小項目について、評価基準に即し、個別に周辺の実態を再調査・確認した結果に基づき、下記のとおり評価することを提案します。

## 1. 病院等の評価

### (1) 現在地周辺の実態

- ・現在地については、「100m以内」に歯科医院が1件存在している(①)。
- ・また、「100m超から300m以内」に立地する住商複合建物(サンクタス)の1階に診療所と歯科医院、計2件が入居し、営業している(②、③)。
- ・さらに、約150mの範囲に、総合病院の新規開設計画が進行中である(④)。

①千葉ニュータウン河合歯科矯正歯科 〒270-1350 千葉県印西市中央北1-469 アルカサール2F

②医療法人社団雅厚生会 ラーバン駅前クリニック 〒270-1350 千葉県印西市中央北2-1-3

③医療法人社団海星会 ニュータウン中央歯科室 〒270-1350 千葉県印西市中央北2-1-3

④医療法人社団 生和会 (仮称：千葉ニュータウンリハビリテーション病院)

- ・平成24年3月：千葉県による一般・療養病床配分数120床(要望病床数400床)

出所：<http://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/press/2011/documents/bextusi3.pdf>

### (2) 評価の提案

以上の実態把握の結果に基づき、現在地の評価は-10点ないし-5点とする。

## 2. 学校等の評価

### (1) 現在地周辺の実態

- ・現在地周辺では、「100m超から300m以内」に、市立中央駅前地域交流館が立地している。
- ・この複合施設は、「保育所」「図書館」に類似する施設を有しているほか、子育て世帯、高齢者をはじめ不特定多数の市民が利用する施設であり、地域住民の日常生活のうえで重要な施設であることから、2次評価の考え方に該当する施設として捉えるものとする。

○市立中央駅前地域交流館(複合施設：1号館・2号館) 〒270-1354 千葉県印西市中央南1丁目

子育てルーム・遊戯室

図書コーナー、学習コーナー、レクリエーションホール

ファミリーサポートセンター、市民活動支援センター

中央駅前出張所、市民安全センター、他

### (2) 評価の提案

以上の実態把握の結果に基づき、現在地の評価は-5点とする。

以上

# 自然環境の保全に属する小項目の評価に関する意見

2014年6月22日

黒須 良次

2次審査における「自然環境等の保全（大項目）」のNo.7小項目「里地里山の保全」については、候補地における現況の自然環境の「質」の程度および中間処理施設が立地した場合における用地内の緑地保全の程度に即し、下記の指標を活用して評価することを提案します。

## 1. 候補地における自然環境の質について

### (1) 土地を被う「植生（植生自然度）」を指標とした評価基準の設定

#### ①考え方

・各候補地は、台地面と斜面地からなり、ほぼ自然地形の状態が維持されている。また、下記の事由により、大規模な地形の改変（斜面地の切盛造成等）を伴う必然性が低いと想定される。

（各候補地は、最寄りの道路が台地上を通過している。進入路が必要になる場合、工事の難易性、経済性、安全性等を総合的に勘案すると、台地側に平坦な進入路を整備することが基本となる。低地側からの坂道進入路は、環境・景観の保全及び防災の点からも回避する必要性が大きい。）

・この点から、土地を被う「植生」を指標とし、植生の「質」（重要度）と植生の「改変度」を相対的に評価する基準を設けることにより、里地里山の保全への影響度を捉えることを提案する。

#### ②植生の「質」の評価基準

・環境省の植生自然度区分基準に準じ、印西地域の現存植生の重要度の評価基準を設定する。

表1 現存する植生の重要度に関する評価基準の設定

植生自然度区分基準（環境省）		里地里山の保全
植生自然度	区分基準	評価基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	/
9	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	→ -10
7	クリーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	→ -8
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	→ -6
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	→ -5
4	シバ群落等の背丈の低い草原	
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地	→ -3
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	→ -1

資料：「自然環境保全基礎調査 植生調査」環境省生物多様性センター

図1 候補地の植生現況（資料：環境省）

植生図 凡例	
凡例色	植生図凡例番号 統一凡例コード 統一凡例名
■	1, 271201, ヤブコウジースダジイ群集
■	5, 300102, イロハモミジ・ケヤキ群集
■	7, 320100, ヤナギ高木群落(VI)
■	8, 320200, ヤナギ低木群落(VI)
■	12, 400100, シイ・カシ二次林
■	13, 400101, ケヤキ・シラカシ群落
■	17, 410102, クヌギ・コナラ群集
■	21, 430200, メダケ群落
■	22, 430400, アズマネザサ群落
■	23, 450100, ススキ群団(VII)
■	24, 450101, アズマネザサ・ススキ群集
■	25, 450103, チガヤ・ススキ群集
■	27, 470400, ヨシクラス
■	29, 470600, ヒルムシロクラス
■	30, 470602, 外来水草群落
■	34, 540100, スギ・ヒノキ・サワラ植林
■	38, 550000, 竹林
■	h, 560100, ゴルフ場・芝地
■	g, 560200, 牧草地
■	f, 570100, 路傍・空地雑草群落
■	c, 570101, 放棄畑雑草群落
■	e, 570200, 果樹園
■	a, 570300, 畑雑草群落
■	b, 570400, 水田雑草群落
■	d, 570500, 放棄水田雑草群落
■	k, 580100, 市街地
■	i, 580101, 緑の多い住宅地
■	p, 580200, 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
■	L, 580300, 工場地帯
■	m, 580400, 造成地
■	w, 580600, 開放水域
■	r, 580700, 自然裸地
■	s, 580800, 残存・植栽樹群地

□岩戸地区

主にスギ・ヒノキ・サワラ植林 (34)



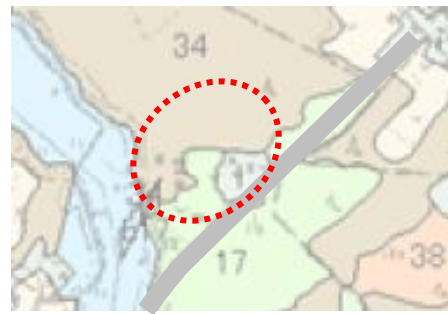
□吉田地区

傾斜地は植林 (34)、台地は畑



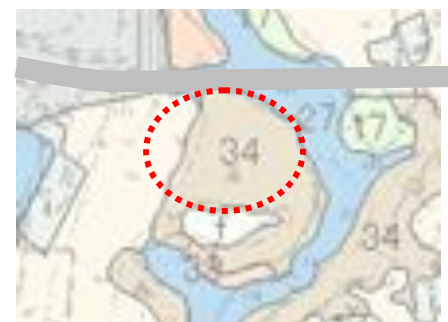
□滝地区

植林 (34) 及びクヌギ・コナラ群集 (17)



□武西地区

スギ・ヒノキ・サワラ植林 (34)、一部畑



資料：「自然環境保全基礎調査」1/25,000 植生図（白井、小林） 環境省生物多様性センター

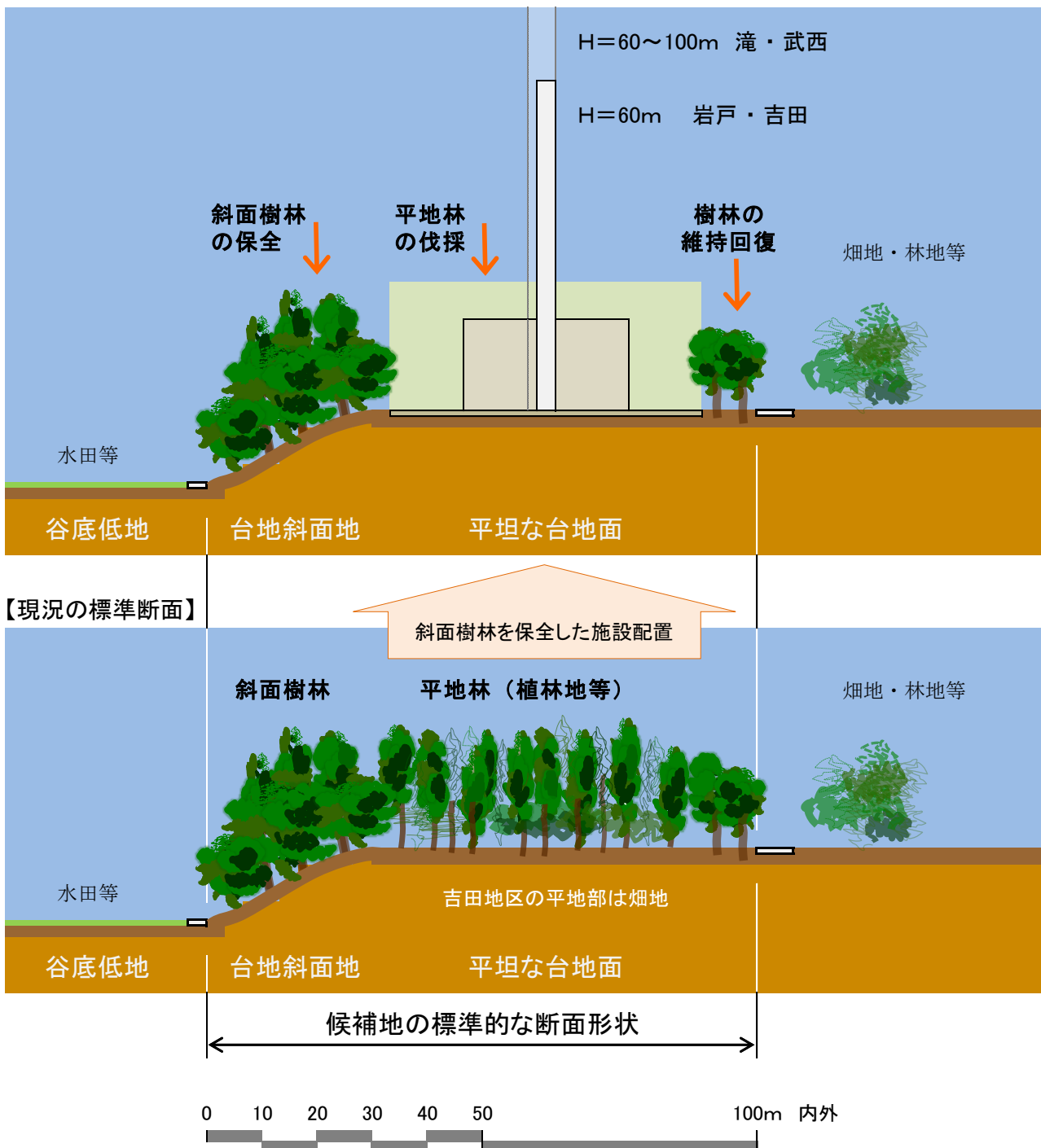
### ③植生の「改変度」の評価基準

- ・公募の要件である用地規模（2.5ヘクタール）は、現施設の規模と同じであり、用地の外周には現施設以上に十分に緑地を確保できる規模である（図2参照）。
- ・工場立地法では、工業系以外の地域では、工場敷地内における緑地面積の敷地面積に対する割合を20%以上から30%以下に定められるものとしている。
- ・千葉ニュータウンの市街地開発区域では、基本的に台地面上に市街地を造成し、水田（谷底低地）に面する斜面樹林は改変せず保全することにより、田園環境を維持している。

図2 候補地内の斜面樹林等の保全に配慮した施設配置計画の実現性

（環境・景観対策として用地面積の約30%の緑地確保を想定）

【予想施設配置図】





(図2の注記)

注1：候補地の外周に平均幅10mの緑地帯を確保した場合、緑地面積は概算で約6,600㎡、用地面積(25,000㎡)の26.4%となる。

注2：候補地の外周の3分の1を斜面樹林(幅25m)として保全し、残り3分の2に幅5mの緑地帯を確保した場合、緑地面積は約7,700㎡、用地面積(25,000㎡)の30.8%となる。

- ・以上の点から、滝地区、岩戸地区、武西地区は、候補地のほとんどが樹林で被われているが、斜面樹林の保全可能性が高く、現況樹林の伐採による改変は70%程度におさまると見込まれる。
- ・また、吉田地区は斜面樹林を保全し、平坦地(畑)に施設配置が可能と見込まれることから、前者に比べ改変度が低い。
- ・なお、滝地区、岩戸地区、武西地区の隣接地には砂利等の建設資材置場、駐車場、廃棄物堆積場、廃品リサイクル事業場など、植林地以外の用途に転換された土地がみられる。仮に、中間処理施設が立地しない場合、候補地がこれらの用途に転換される可能性が想定され、その場合には、樹林の改変度が極めて高くなると見込まれる。すなわち、候補地に中間処理施設が立地することにより、植生の30%程度が保全されるというプラスの効果も看過できない。

## 2. 里地里山の保全の評価について

- ・以上の植生の「質」(重要度)と植生の「改変度」をもとに、里地里山の保全への影響度を次のように評価する(表2)。

表2 里地里山の保全の比較評価

候補地	植生の「質」(表1)	植生の改変度(%)	評価点
滝地区	-8	70%	-5
岩戸地区	-6	70%	-4
吉田地区	-3	70%	-2
武西地区	-6	70%	-4
現在地	-1	10%	0

以上

○提案の主旨

中間処理施設において最も周辺景観に影響するものは排気塔である。よって、排煙塔の大きさによる周辺地域への影響を主要問題として捉え、その影響圏の大きさ及び影響の程度を比較することによって比較評価する方法を提案する。

○排気塔の景観影響の大きさを「仰角」を指標として捉える（資料1、他）

仰角は人工物の出現による“圧迫感”の程度を把握する指標としても頻繁に用いられており、既往の研究では以下のような結果が得られている。

[建築物・工作物全般]

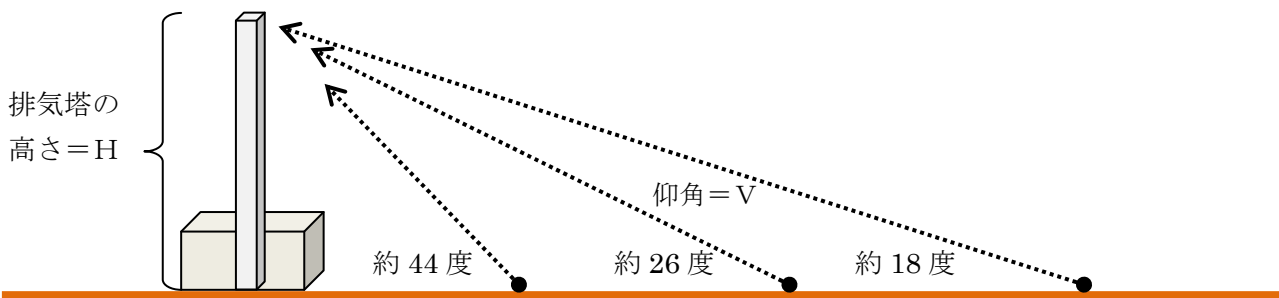
仰角が15～20度以上になると建築物・工作物の種類を問わず圧迫感が生じる。

仰角が18度を超えると圧迫感が感じられ始める。

資料1：自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（II） 調査・予測の進め方について（2000年8月）  
環境省総合環境政策局環境影響評価課（環境省ホームページより2014年6月15日抜粋）

[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02\\_size/2/chap\\_ss\\_2.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02_size/2/chap_ss_2.html)

図1 排気塔の高さ（H）と水平視距離（D）と仰角（V）の関係



排気塔からの距離 = D	1 H	2 H	3 H
H = 60m の時 →	60m	120m	180m
H = 100m の時 →	100m	200m	300m
H = 130m の時 →	130m	260m	390m

注：図に示す仰角（V）は、視点の高さ（1.5m）を考慮した場合の値。

【参考写真】

○印西消防署前交差点から仰角18度

で視野に入る現排気塔。

- ・現排気塔の高さ約59m
- ・視距離約180m



表 1 生活環境の保全：No.6「地域景観への影響」・基礎データに基づく比較評価

		岩戸地区	吉田地区	武西地区	滝地区	現在地
排気塔の想定高：H*1		60m	60m	60～100m	60～100m	120～130m
主な景観影響圏：D*2 (仰角 18 度以内)		180m	180m	300m	300m	360～390m
主な影響圏 における 景観関係 要素の概要	土地利用の 概況	林地・農地 農村集落	林地・農地 農村集落	林地・農地 住宅市街地	山林・田畑 住宅市街地	住宅・商業・ 業務市街地
	人 口*3	50 人未満	50 人未満	800 人前後 【宅地造成中】	200 人前後 【戸建住宅】	2,100 人前後 【841 戸】
	歴史・文化 景観資源	—	—	武西百庚申塚 (視界は逆方向)	—	①県立公園 ②駅前シンボ ルロード
	公共施設等 の視点場	—	—	幹線道路 に隣接	幹線道路 に隣接	①国道 464 号 が隣接 ②NT 中央駅・ 同駅前広場が 存在
地域景観への影響評価		岩戸地区	吉田地区	武西地区	滝地区	現在地
評価点 (0～-5 点)		-1	-1	-3	-3	-5

(注記)

- \* 1：周辺における既存建築物の高さ、中高層もしくは超高層建物の建築が想定される市街化区域の範囲を配慮し、現時点で見込まれる排気塔の高さを想定したもの。
  - ・周辺に中高層建築物がない地域における中間処理施設の排気塔は高さ 60m 前後であることを考慮。
  - ・現施設の排気塔は高さ 59m だが、現在地周辺には地上 21～22 階、高さ 70m 前後の超高層集合住宅が数棟存在し、高さ約 100m の業務棟も存在することを考慮し高さ 120～130m と想定。
- \* 2：排気塔が支配的な景観要素になると見込まれる範囲（排気塔が仰角 18 度以上になる範囲。すなわち排気塔の高さの 3 倍の距離圏内 ( $D \leq 3H$ ) を主な景観影響圏としたもの。
- \* 3：人口は、主な影響圏内に立地する住宅戸数に 1 戸当り 2.5～3.0 人を乗じて推定したもの。

□景観影響圏における主な歴史文化資源および公共施設等の視点場

【武西地区】武西百庚申塚（印西市指定史跡）      【現在地】千葉NT中央駅（乗降客数約 1.6 万人／日）



図2 現在地における排気塔の景観現況および予想図 (視点場は千葉NT駅前歩道橋上)

【現況写真】排気塔の高さ 59m、視距離 380m、仰角 8度強



【予想図】排気塔の想定高さ 130m、視距離 380m、仰角 18度強

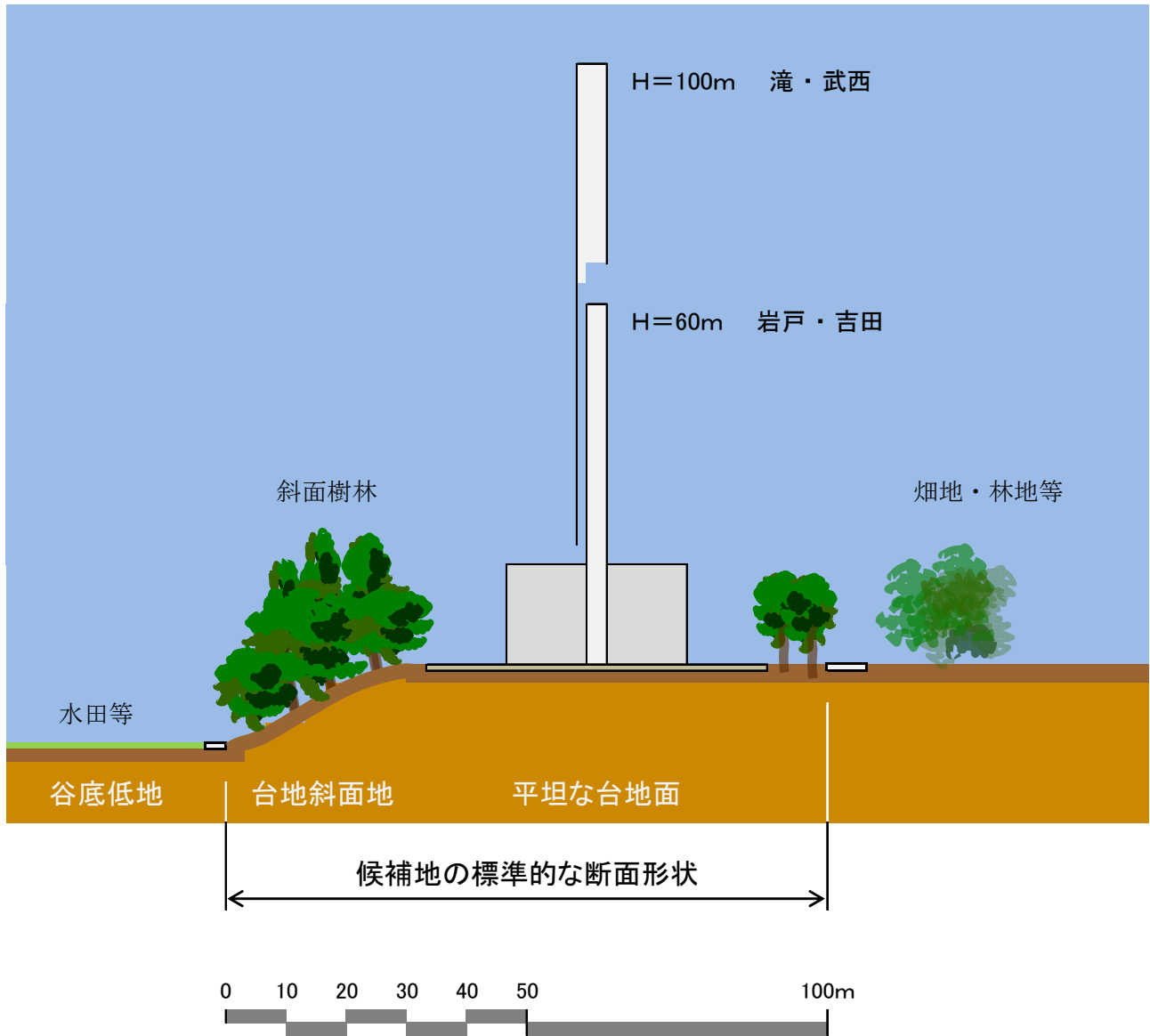


注1：現状写真は 2014 年 6 月 15 日撮影。

注2：予想図の排気塔の位置は、施設とほぼ同位置と想定して作図。

注3：現テニスコート側に排気塔を設置した場合には、視距離が約 350mに短縮し、仰角は 20度強となり、この予想図よりも排気塔が高く視野に入る。

図3 4候補地（岩戸・滝・武西・吉田）における景観予想図



■岩戸地区・吉田地区

- ・周辺が市街化調整区域であり、中高層建築物等が存在しないことから、類似立地事例を参考に排気塔の想定高さを60m程度と想定。

■滝地区・武西地区

- ・周辺に市街化区域があり、高さ40m程度の中高層集合住宅が存在することから、排気塔の想定高さを60～100m程度と想定。

以上

## 第 13 回会議

### ■委員提出意見

#### ①渡邊副委員長



「自然環境の保全に属する小項目の評価に関する意見」（2014年6月22日、黒須委員提出）に関する意見

用地選定委員会各位

平成26年6月27日

渡辺忠明

標記については、22日の委員会に「里地里山の保全」の評価に関して提出されましたが、既に決定したことで、論議には発展しませんでした。私から明確に、「植生自然度」が当時の環境庁の意図（植生の類型区分であって評価尺度ではない。）に反したご意見で誤りであることは申し述べました。

二市一町には、専門的知見を有した環境保全団体の集合体である「北総里山クラブ」があり、環境省自然環境局幹部のOBも複数在住し、環境に関する意識や知識レベルの高い住民が多いことから、文書でも整理いたします。

植生自然度は、発足したばかりの環境庁が定量化の難しい自然環境の現状について、科学的に行政を進めるために自然環境保全法に基づき自然環境保全基礎調査を開始しました調査の一要素です。当該調査の一環で当時、我が国で初めて作成された植生図はその区分が極めて多岐に亘るため、第1回調査（昭和48年）で、植生図に基づき、我が国の植生毎の国内の現状（面積等）の概要をできるだけ分かりやすく国民に示す手段として、植生の類型区分（10類型）として用いたもので、植生の評価に用いるものではないことを明確にし、結果を公表いたしました。

しかし、植生自然度の類型の内、「10」の「高山ハイデ（略）、自然植生のうち、単層の植物社会を形成する地区」、「9」の「エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等（略）自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区」は、確かに、評価が高いのは明かです。一方、「1」の「市街地（略）の植生のほとんど存在しない地区」は、自然環境としての評価が最低であるのは明かですが、他は、数字が高いから評価すべきというものではありません。

特に「4」の「シバ群落等の背丈の低い草原」は、絶滅危惧種等貴重種に富み、高く評価すべきものです。

環境庁が、「植生自然度は、植生の類型区分であって、評価尺度ではない」旨の断りを入れ発表したのものにも関わらず、開発側の人々はこれを環境アセスメントの評価基準に用いる等、誤った活用をしたため、社会的問題となり、国会でも、全国自然保護連合総会でも環境庁は、長官答弁も含め、「植生自然度は、植生の類型区分であり、評価に用いるものではない」と、何回も何回も明確にしております。環境庁が関わる環境アセスメントで、植生自然度で評価したものは、実施者に差し戻しでした。

しかも、現在では第6回を実施している自然環境保全基礎調査ですが、植生自然度は第1回で使用したのみで、その後は使っておりません。

以上を纏めて、環境省が公表している解説を下記に示します。植生自然度が一人歩きした当時より、マイルドな表現にはなっています。

<植生自然度、環境省の解説（EICネット・環境用語）>

「植生に対する人為の影響の度合いにより、日本の植生を10の類型に区分したものの。1973年に環境庁(当時)が実施した第1回自然環境保全基礎調査・植生自然度調査の中で用いられ、自然植生(自然度9(自然林)及び自然度10(自然草原))は国土の約2割を占めるに過ぎないことを初めて明らかにした。ただし植生自然度は高ければ高いほど良いという、単一の価値尺度として捉えるべきものではなく、長年にわたる人と自然とのかかわりあいの中で形作られてきた自然の姿を表す類型区分のひとつとして考えるべきである。」

以上、用地検討委員会では結論が出て、今更指摘するのは憚られますが、冒頭記載の理由により、取り急ぎ、整理いたしました。

以上